

□  
横浜発・海外ビジネス情報「WBC メールマガジン」  
vol.202 (2018年10月31日号) 配信数：  
発行：WBC事業受託者 株式会社パソナ

□  
本メールマガジンは、横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）事業での各種アンケートで、「配信希望」とご回答いただいた方、ウェブサイトより「配信申込」のお申し込みをいただいた方、各関係機関および企業の方にお送りしております。

CONTENTS -----

- ▼1. <WBC事務局より> ～お知らせ～  
【WBC ホームページを更新しました】
  
- ▼2. <WBC事務局より> ～お知らせ～  
【WBC Facebook を更新しました】
  
- ▼3. <横浜市及びWBC事務局より>  
【WBC インキュベートオフィスのご案内】
  
- ▼4. <WBC事務局より> ～コラム「世界のあれこれ」～  
【未払残業代に関する税務上の取扱い】
  
- ▼5. <広報協力> ～横浜インドセンターよりお知らせ～  
【「ヨコハマ・フェスティバル」 in ムンバイ(インド)への参加を含む現地ツアーへの参加企業を募集】
  
- ▼6. <広報協力> ～香港貿易発展局東京事務所よりお知らせ～  
【Think Global Think Hong Kong 2018 国際化へのパートナー：香港】
  
- ▼7. <広報協力> ～ジェトロ横浜よりお知らせ～  
【世界の注目国・地域セミナー・シリーズ6【米国】トランプ大統領はどこまでやるのか？】
  
- ▼8. <広報協力> ～IDEC 横浜よりお知らせ～  
【海外販路開拓を目指す！～専門家による継続型サポート～】
  
- ▼9. <広報協力> ～IDEC 横浜よりお知らせ～



ます。

↓WBC Facebook はこちらから  
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

■□■

### 3. -----■□■

<横浜市及びWBC事務局より>

**【WBC インキュベートオフィスのご案内】**

WBCでは、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後3年以上の事業計画があり、WBCを退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は3年以内となっています。

WBCに入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBCの会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBCの各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業のPR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 国際ビジネス課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834 FAX : 045-664-4867

E-mail : [ke-wbc@city.yokohama.jp](mailto:ke-wbc@city.yokohama.jp)

■□■

### 4. -----■□■

<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

**【未払残業代に関する税務上の取扱い】**

厚生労働省によると 2017 年度中に労働基準監督署の指導により「未払残業代」を支給した会社は 1870 社、総額 446 億円といずれも過去 10 年で最多だそうです。そこで今回は会社が「未払残業代」を支払った場合の取扱いを税務上の観点から説明しようと思います。

「未払残業代」の支給方法には、A「一時金」とする場合と B「過去の給与」と場合があります。法人税法上は A、B ともに支給時に損金算入することになります。一方所得税法上は、A は支給時に賞与として源泉徴収、B は年末調整のやり直し等として処理することになります。

ところで、「未払残業代」の請求が法律事務所を通じて請求されることもあります。その場合、たとえば未払残業代に関する合意書に基づいて「和解金」などといった名目で支給されるケースもあるでしょうが、税務上は、名目の如何を問わず「賞与」または「給与」として認識され、源泉徴収が必要になります。一般的に「未払残業代」を一括支給すれば「賞与」となりますし、分割支給すれば「給与」となるわけです。

そして、「未払残業代」の支給対象者が元従業員である場合には、在職中に提出された扶養控除等申告書は、退職に伴いその効力が失われているため、基本的に、「賞与」は「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の「乙欄」により、「給与」は「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」の「乙欄」により計算することになります。

「賞与」は「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の「乙欄」により計算することになりますが、この場合源泉徴収税額は「前月の給与」から社会保険料等を控除した金額をベースとして税率等を求めて計算されます。では、「前月の給与」が存在しない元従業員の場合にはどのように源泉徴収税額を計算するのでしょうか？答えは次の通りです。

「前月の給与」がない場合の賞与の源泉徴収税額の計算方法

- ① (賞与の支給額－社会保険料等) ÷ 6\*
- ② ①の金額を「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」の「乙欄」に当てはめる
- ③ ②で求めた税額×6\*

\*その賞与の計算の基礎となった期間が6か月を超える場合は12

たとえば、前月の給与がない元従業員に対して1年間の未払残業代100万円を一括支給した場合、源泉徴収税額は次のように計算します。ここで社会保険料は0とします。

- ① (100万円－0) ÷ 12 = 83,333円
- ② ① × 3.063% = 2,552円 (「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額」)
- ③ ② × 12 = 30,624円

なお、分割支給に伴い「未払残業代」の支給が年をまたぐ場合は、それぞれの支給日の属する年分の給与所得となり、源泉徴収票も別々に作成する必要があります。

【執筆：外資系企業の日本進出をサポートしている税理士】

■□■-----

5. -----■□■

<広報協力> ~横浜インドセンターよりお知らせ~

【「ヨコハマ・フェスティバル」 in ムンバイ (インド) への参加を含む現地ツアーへの参加企業を募集】

12月7日（金）にインド・ムンバイにて横浜市のビジネス環境や経済施策を中心に、文化・観光等の分野を含め幅広くアピールするイベント「ヨコハマ・フェスティバル」を開催します。

このイベントへの参加と、横浜市の姉妹都市であるムンバイを訪問するツアーを実施します。

ムンバイでの企業視察、世界遺産を含む観光も取り入れた内容となっておりますので、特にインドでのビジネスにご関心のある方は、ぜひご参加ください。

#### <ヨコハマフェスティバル概要>

- ◆日時：平成30年12月7日（金）
- ◆主催：横浜市国際局ムンバイ事務所
- ◆共催：在ムンバイ日本国総領事館、ジェットロムンバイ事務所、J N T O（日本政府観光局）デリー事務所
- ◆後援：ムンバイ市、J A L、A N A、東京大学インド事務所 他
- ◆内容：経済セミナー（日印企業のビジネスマッチング(※)を含む）、観光セミナー、学生交流セミナー、文化交流等

※本ツアーに参加する企業様はビジネスマッチングにも参加できます。

#### <視察概要>

- ◆企画：近畿日本ツーリスト横浜支店
  - ◆協力：横浜市経済局、ジェットロ横浜、横浜インドセンター
  - ◆日程：平成30年12月5日（水）～12月10日（月）
  - ◆利用予定航空会社：全日空
  - ◆利用予定ホテル：SUBA INTERNATIONAL（四つ星ホテル）
  - ◆料金：245,000円（1人1室の場合、12,000円の追加料金）
- ※なお、このほか燃油サーチャージ、空港税等諸税、査証取得費用をご負担いただきます。
- ◆申込締切：平成30年11月7日（水）

↓詳細はこちら

<http://www.yokohama-india.or.jp/15126111623731>

#### <お問い合わせ>

一般社団法人横浜インドセンター

担当：渡辺

電話:045-222-7300

FAX:045-222-7333

<http://www.yokohama-india.or.jp/>

■□■-----

6. -----■□■

<広報協力> ~香港貿易発展局東京事務所よりお知らせ~

**【Think Global Think Hong Kong 2018 国際化へのパートナー:香港】**

香港貿易発展局は11月1日に香港特別行政区キャリー・ラム行政長官の初来日に際し過去最大規模のシンポジウム「think GLOBAL, think HONG KONG (国際化へのパートナー:香港)」を開催します。大きく変化・進展する香港のビジネス環境をお伝えするとともに、新たなビジネスチャンスを掴んで頂くための絶好の機会です。香港と日本のビジネスリーダーによるハイレベルなメインシンポジウム、ネットワーキングのための昼食懇親会、国際金融やスマートリビングなどに焦点を当てた7つのテーマ別分科会なども同時開催します。皆様お誘いあわせの上、ぜひともご参加ください。

◆日時：平成30年11月1日(木) 9時00分～16時15分

◆場所：ホテルニューオータニ東京

<https://www.newotani.co.jp/tokyo>

◆内容：

- 1 メインシンポジウム
- 2 テーマ別分科会(国際金融、スマートリビングなど7分野)
- 3 ビジネス相談・商談会

◆参加費：無料

↓詳細はこちら

<http://www.thinkglobalthinkhk.com/jp/index.htm>

※ウェブサイトでの事前申込は既に締切っておりますが、当日お名刺を2枚ご持参いただけましたら会場にて受付させていただきます。

<お問い合わせ>

香港貿易発展局東京事務所

TEL : 03-5210-5850

FAX : 03-5210-5860

MAIL : tokyo.office@hktdc.org

■□■

7. -----■□■

<広報協力> ～ジェトロ横浜よりお知らせ～

【世界の注目国・地域セミナー・シリーズ6【米国】トランプ大統領はどこまでやるのか？】

トランプ政権の信任を問う中間選挙を間近に控えた米国議会。本セミナーでは、昨年、「トランプ政権と今後の日米関係の見通し」を解説いただいた、久保文明教授をお招きし、意外と根強い支持を受けているトランプ政権のこれまでの成果と中間選挙後の展開について解説いただきます。

◆日時：平成30年11月26日（月）15時00分～17時00分

◆場所：横浜シンポジア

（横浜市中区山下町2番地産業貿易センタービル9階）

◆講師：東京大学法学部 大学院法学政治学研究科 教授 久保 文明 氏

↓詳細はこちら

<https://www.jetro.go.jp/events/yok/b95d40e1d4e3bb9f.html>

<お問い合わせ>

ジェトロ横浜

担当：古城、栗山

Tel : 045-222-3901

E-mail : yok@jetro.go.jp

■□■

8. -----■□■

<広報協力> ～IDEC 横浜よりお知らせ～

【海外販路開拓を目指す！～専門家による継続型サポート～】

IDECでは、海外市場の開拓、自社製品の輸出を目指す横浜市内企業の専門家によるアドバイザー支援事業を行なっています。

◆支援内容：

1 社につき 1 人のアドバイザーを選任し、輸出戦略の策定、顧客開拓、商品の P R 方法、海外展示商談会出展、商談の進め方、外国語契約書等、海外市場開拓に関するアドバイスを最大 3 年間実施します。

(1) 実施期間 支援決定日～平成 31 年 3 月まで

(2) 実施回数 訪問アドバイス、在宅アドバイス (電子メールや電話など)  
を年間各 20 回まで (無料)

◆募集企業：5 社程度

◆締切：平成 30 年 12 月 28 日 (金)

↓詳細と応募方法はこちら

<http://www.idec.or.jp/?k=OyVq>

<お問い合わせ>

(公財) 横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援担当

TEL : 045-225-3730

E-mail : [global@idec.or.jp](mailto:global@idec.or.jp)

■ □ ■ -----

9. ----- ■ □ ■

<広報協力> ~IDEC 横浜よりお知らせ~

【「韓国人材採用説明会～中小企業の高度人材活用～」開催】

企業の海外事業拡大や人手不足に伴い、外国人留学生や海外人材の採用に取り組む企業は年々増加しています。韓国では日本を始めとした海外で活躍する人材を育てるために様々な取組が行われています。K O T R A や韓国産業人力公団からは、具体的な支援メニューについてご説明いただく他、横浜市内企業から、韓国人材採用事例についてお話しいただきます。韓国人材採用に興味をお持ちの方、韓国とのビジネスをご検討されている企業の皆様は、是非お気軽にご参加ください。

◆日時：平成 30 年 11 月 13 日(火) 14 : 00 ~ 15 : 30

◆会場：横浜企業経営支援財団 大会議室  
(横浜市中区太田町 2-23 横浜メディアビジネスセンター 7 階)

◆参加費：無料

◆内容：

(1)主催者挨拶

(2)グローバル人材(韓国)の採用支援事業について

KOTRA 東京貿易館 K-move チーム長 金眞姫 氏

(3)韓国産業人力公団の海外就職支援事業の紹介

韓国産業人力公団 東京事務所 所長 黄煥善 氏



(4)韓国人材採用の事例

大江電機 株式会社 代表取締役社長 大江光正 氏

(5)質疑応答

↓詳細・お申し込み方法はこちら

<https://www.idec.or.jp/seminar/detail.php?pid=1080>

<お問い合わせ>

(公財)横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援担当

TEL : 045-225-3730

E-mail : global@idec.or.jp

■ □ ■ -----

10. ----- ■ □ ■

<広報協力> ~IDECC 横浜よりお知らせ~

【海外ビジネスマッチング支援~インドネシア、ミャンマー、台湾、タイ、ベトナム CEO 商談会&新価値創造展 2018】

【インドネシア、ミャンマー、台湾、タイ、ベトナム CEO 商談会】

東京ビッグサイト「新価値創造展 2018」内にて、インドネシア、ミャンマー、台湾、タイ、ベトナムから製造業から販売業まで多岐にわたる企業 70 社の CEO 等を招聘して商談会を開催します。商談会への参加を希望の横浜企業のみなさまに、当財団海外ビジネスコーディネーター がアテントし、商談をサポートします。(参加費無料) ご参加希望の方はお問い合わせ下さい。

↓詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/sme/market/ceo/frr94k000004hhbv.html>

◆平成 30 年 11 月 14 日 (水) : 台湾

◆平成 30 年 11 月 15 日 (木)、16 日 (金) : インドネシア、ミャンマー、タイ、ベトナム

【新価値創造展 2018】

本展示会は、出展者や来場者の出会いによる異業種連携やユニークな発想による、新商品の開発などを通じた“新価値”を見出すことで、中小企業の販路開拓や市場創出を支援することを目的として開催します。

↓詳細はこちら

<https://shinkachi-portal.smrj.go.jp/event/shinkachi2018/>

◆会期：平成 30 年 11 月 14 日（水）～11 月 16 日（金）

◆会場：東京ビッグサイト 東 2・3 ホール

◆主催：独立行政法人 中小企業基盤整備機構

<お問い合わせ>

（公財）横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援担当

TEL：045-225-3730

E-mail：global@idec.or.jp

■ □ ■

11. ----- ■ □ ■

<広報協力> ～IDEC 横浜よりお知らせ～

【「台湾を起点に小さく始める中小企業の海外進出」セミナー】

台湾に 10 年以上滞在し、日本の中小企業への支援を多く経験している日本人専門家が、台湾開催の展示会を活用した海外進出についてご紹介します。

ただの物見遊山で終わらせないための視察、費用を押さえた出展など、小さく始めるための方法を実例を もとにご紹介します。

台湾や海外進出を考えているが、どこから始めればいいのか分からない企業様のご参加をお待ちしています。

◆日時：平成 30 年 11 月 30 日（金） 14：00～16：30

◆会場：横浜企業経営支援財団 大会議室

（横浜市中区太田町 2-23 横浜メディアビジネスセンター 7 階）

◆参加費：無料

◆内容：

「台湾貿易センターの事業紹介」

台湾貿易センター 東京事務所所長 呉 俊澤 氏

「台湾を活用した海外進出」

IDEC 台湾サポートデスク 吉野貴宣氏

（株）コー・ワークス 代表取締役 CEO 淡路 義和 氏

質疑応答・名刺交換

↓詳細・お申し込み方法はこちら

<https://www.idec.or.jp/seminar/detail.php?pid=1078>

<お問い合わせ>

(公財) 横浜企業経営支援財団

国際ビジネス支援担当

TEL : 045-225-3730

E-mail : global@idec.or.jp



---

### WBC のサービスご案内

---

WBC では下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談 (貿易相談など)
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行
- Facebook での情報発信

---

### 横浜ワールドポーターズのご案内

---

WBC は横浜ワールドポーターズの 6 階に入居しています。

横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5 階には 3D 対応のイオンシネマみなどみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

---

### WBC メールマガジン発行について

---

横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC) は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター  
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1  
横浜ワールドポーターズ 6 階  
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088  
<http://www.ywbc.org/>  
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ  
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-2  
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274  
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 国際ビジネス課  
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1  
TEL: 045-671-3834  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

- ◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。
  - ◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、[mmq@ywbc.org](mailto:mmq@ywbc.org) にお願ひ致します。
  - ◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/> (c); 株式会社パソナ 無断転載を禁じます。
-